

お知らせ



燃やさないでくださ～い

●稲わらは燃やさず、土づくりに生かしましょう！

稲作農家の皆さん！

稲刈り後の稲わらは、米づくりにおいて、とても大切な資源です。すき込むことや、たい肥として活用することで、土づくりが行われ、さらに高品質良食味米の生産に効果を発揮します。決して燃やさず、有効に活用しましょう。

●農地中間管理事業

今年度2回目の借り受け公募エントリーは10月！

農地を借りたい方は

農地中間管理機構が実施する借り受け希望者の公募に応募してください。

応募方法

- ・エントリーシートに必要事項を記載して、農地中間管理機構（県公社）または市町村の農林課・農林振興課へ持参または郵送で応募します。
- ・用紙は県公社ホームページから入手するか、市町村に相談してください。

募集期間

- 2回目は10月で、その期間は30日間以上となっています。
- 3回目は12月を予定しています。

●福島の資源は福島の宝

10～11月は地産地消月間

「地産地消」とは、地域に根ざした地場産品、豊かな自然や景観、歴史、文化などの地域資源に愛着をもち、地域の活性化のため地域みんなで活用していこう！という取り組みです。

県では、毎年10月、11月を『地産地消月間』と定め、地産地消の普及・啓発活動の充実を図ることとしています。期間中は県内各地において収穫祭や物産展等の様々なイベントが実施される予定です。魅力的な地場産品に出会える絶好の機会ですので、この機会に爽やかなふくしまを実感してみたいはいかがでしょうか？



●なくそう、農作業事故！

農作業安全運動重点推進期間です 平成27年9月1日～10月31日

＜ 地域のみなさんで ＞

- 【一声かけ合い】【日常点検を確実に】
- 【ゆとりをもって】農作業をしましょう！



—農水省資料より—

～ 内容に関するお問い合わせ、農業に関する相談はこちらへ～

会津農林事務所 喜多方農業普及所

住所 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3

電話 0241-24-5743、5745 FAX 24-5746 E-mail kitakata.af04@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ

喜多方農業普及所

検索



2015
10
No.143

喜多方普及だより



～持続性のある法人経営の実践で、地区の農業を守る～

祝 福島県農業賞受賞

農事組合法人 東羽賀ファーム (喜多方市高郷町)

農事組合法人 東羽賀ファームが、第56回福島県農業賞で県知事賞を受賞しました。

東羽賀地区では平成元年から集落営農に取組み、平成18年には集落営農組合と農作業受託組合を設立しました。この農作業受託組合は平成24年に法人化し「農事組合法人 東羽賀ファーム」を誕生させました。この法人は喜多方市で2番目の特定農業法人に認定され、さらに「東羽賀集落 人・農地プラン」の担い手として、また農地中間管理事業の重点地区の指定を受け、地区の農業を維持・発展させるべく構成員の皆さんが奮闘しています。

東羽賀ファームの特徴は次のとおりです。①従事分量配当に工夫をしています。②リースや作業委託の活用と組み合わせ、必要な機械類を装備しています。③経営所得安定対策をはじめ、国・県・市の施策を積極的に活用しています。④JA会津いいで「有機の里栽培グループ」の特別栽培米に取り組んでいます。⑤アスパラガスは、収入増、労力活用を目指して栽培しています。⑥極小粒大豆「コスズ」は加工委託し「小鈴納豆」として販売し、地産地消、地域おこし、地域の共同意識の高揚に寄与しています。



東羽賀ファームの皆さん

集落営農において、集落営農組合による合意形成はもちろんのこと、それ以上に農地を集積し利用する担い手組織の経営が利益を生み継続していくことが重要で、東羽賀ファームは、地区の農地を活用し持続性のある法人経営ができるシステムを構築して農地・農業を守っています。今後益々の御発展を期待しております。